

ニュース・レター

NEWS LETTER
Jun. 2009

vol.

57

つながる世界 | 世のすべてのものは、見えないところで網の目のようにつながっている。そんな世界観を表現したこの荘厳具は、羅網(らもう)と呼ばれる。(京都・総本山鞍馬寺の仏殿にて)

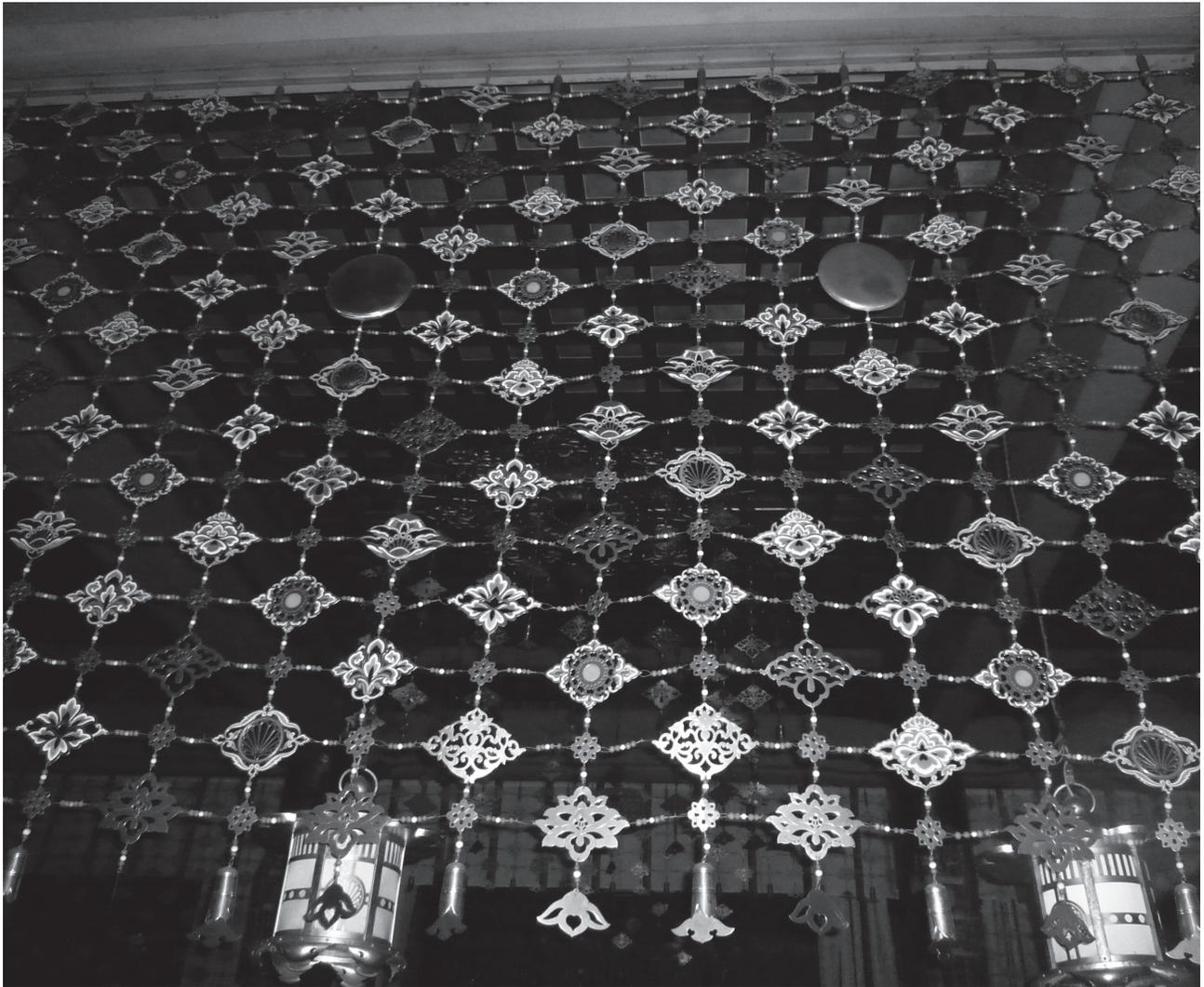


写真: 水口 哲

CONTENTS

- ② 水野 玲子・ミツバチが生態系異変を警告！ ネオニコチノイド系農薬の使用、販売中止を求めよう！
- ⑥ 中地 重晴・POPs 条約の COP4 と ICCM2 に参加して
- ⑧ 網代 太郎・「化学物質過敏症」で障害年金の給付を認定
- ⑩ 中下 裕子・「環境法の今」第27回／化学物質審査規制法（化審法）の改正について
- ⑬ 田坂 興亜・マラリア対策に、農薬入り蚊帳普及の問題点と提案
- ⑭ 神山美智子・「環境法の今」第28回／消費者庁と消費者委員会ができます

ミツバチが生態系異変を警告！ ネオニコチノイド系農薬の使用、販売中止 を求めよう！

常任幹事 水野 玲子

▼ミツバチの異変 原因は農薬？

世界各地でミツバチが突然姿を消す現象がおきている。すでに2007年春までに北半球から4分の1のハチが消えた、というとんでもない事態が発生している。ハチは1コロニー（群）に約3万～5万匹いるが、蜂群崩壊症候群CCD（Colony Collapse Disorder）とは、そのコロニーそのものが消えてしまうミツバチ社会の崩壊を意味する。ミツバチの受粉によって栽培されている食物は、ナス、ニンジン、カボチャ、トマト、いちご、メロン、リンゴなどの野菜や果物がたくさんあり、食用植物の約80%はミツバチの受粉の恩恵を受けている。したがって、その受粉ができないことは農業の衰退、食料の減産につながり、われわれの食生活さえも脅かす事態になる危険性がある。

だが、このような生態系の連鎖について、私たちの危機意識はまだまだ低い。環境汚染に関わる問題の常だが、原因説として、ウイルス説、地球温暖化説、栄養失調説、遺伝子組み換え農作物説、ミツバチへのストレス説、寄生ダニ説などが出されて議論が続き、有効な対策は日本でも遅れている。しかし、その中でも殺虫剤ネオニコチノイド説が次第に有力になりつつあり、2005年に起きた日本の事例（岩手県）では、カメムシ対策として稲にネオニコチノイド系農薬の散布が近くで行われた直後に大量のミツバチの群が死滅したことから、農薬ネオニコチノイド説がきわめて濃厚とされている。

ハチ大量失踪の原因説



▼ネオニコチノイド農薬とは？

ネオニコチノイド系農薬は有機リンに替わり1990年代に日本でも登場し、最近多用され始めた。身近なところで使われている殺虫剤で、果樹園、野菜などのコナガやアブラムシ、稲作のウンカ防除、松枯れ対策、シロアリ駆除剤にも使用される。以前より単位面積あたりの農薬使用量は日本が世界でも特に高いと指摘されているが、2002年度のOECDの報告書によれば、今日でも日本の農薬使用量は耕地面積当り米国の7倍、スウェーデンの25倍にのぼる。ネオニコチノイド農薬が日本で登録され早15年経過したことを考えると、この間少なくとも見積もっても、すでに米国の100倍量の農薬が日本の農地に投入された可能性も否定できない。そして、その中味がネオニコチノイドに替わりつつあるのである。2002年度の時点で、すでに7種類のネオニコチノイド系殺虫剤が国内市場に流通しており、日本茶もネオニコチノイドにすでに高濃度

に汚染されているのではないかとされている。

▼なぜ「ネオニコチノイド」が危険？

ネオニコチノイドとは、新しい（ネオ）ニコチン様物質という意味だ。この農薬の恐ろしさは大きくわけて3つある。無味無臭で半径4キロに拡散（通常は100mぐらい）すること、水溶性なので作物に多く吸収され洗っても落とせないこと、そして、毒性の恐ろしさが、“神経毒”であることだ。毒性については、タバコに含まれているニコチンに似た作用を持ち、構造的に似ているので、それをモデルに作られたという。この農薬は昆虫の中樞神経に働きかけ、その影響は神経の異常興奮と麻痺、時には死に至るとされている。有機リンが神経伝達物質であるアセチルコリンの分解酵素を働かなくさせる一方で、ネオニコチノイドはニコチン性アセチルコリン受容体に結合して神経伝達を阻害する。

（注）重要な神経伝達物質のひとつ“アセチルコリン”は、昆虫では中樞神経の主な神経伝達物質であり、ヒトを含む哺乳類では筋肉を支配する神経系で主に使われ、さらに中樞でも大脳皮質や海馬など広範な部位に存在する。昆虫類とヒトのニコチン性アセチルコリン受容体は類似構造を持っており、そのため、ネオニコチノイドのラットへの毒性や受容体結合性は昆虫に較べ低いが、ヒトに影響がないという保障はない。

この農薬のひとつ、イミダクドプリドの大量投与で、人でも振戦、瞳孔機能障害、低体温などのニコチン類似の影響、疲労、引きつけ、けいれん、呼吸筋を含む筋の脱力うつ、引きこもり、自殺などの原因となる可能性も指摘され、実際に人の被害例も報告されている。シロアリ駆除剤としてハクサンFL（商品名：有効成分としてイミダクドプリドを含む）を散布した女性が散布日から室内で刺激臭を感じ、3日後、顔面から前胸部にかけて淡紅色斑点、まぶたの腫脹、心悸亢進や不安感が現れた。また、2004年春には群馬県の松林で大型散布車からマツグリーン液剤2の100倍希釈液が地上散布された後、化学物質過敏症患者や周辺住民から、胸の痛み、不整脈、頭痛などの体の不調の訴えがあり県や市は散布を中止した。

動物実験では、妊娠したウサギに投与すると、流産の増加、異常な骨格をもつ仔が増加した。またラットの2世代試験では生まれた仔が小さかった。ネコでは、既存の皮膚疾患を悪化させた。さらに、イミダクロプリドを含むネコのノミ駆除剤を、子ネコの首の後ろに指示量以上に使用した結果、死亡、こん睡状態、運動失調、嘔吐などがみられたという。昆虫に選択的に毒性を発揮し、人などは哺乳類には比較的毒性は低いとされているが、人の被害が表面化するのはいずれからかもしれない。

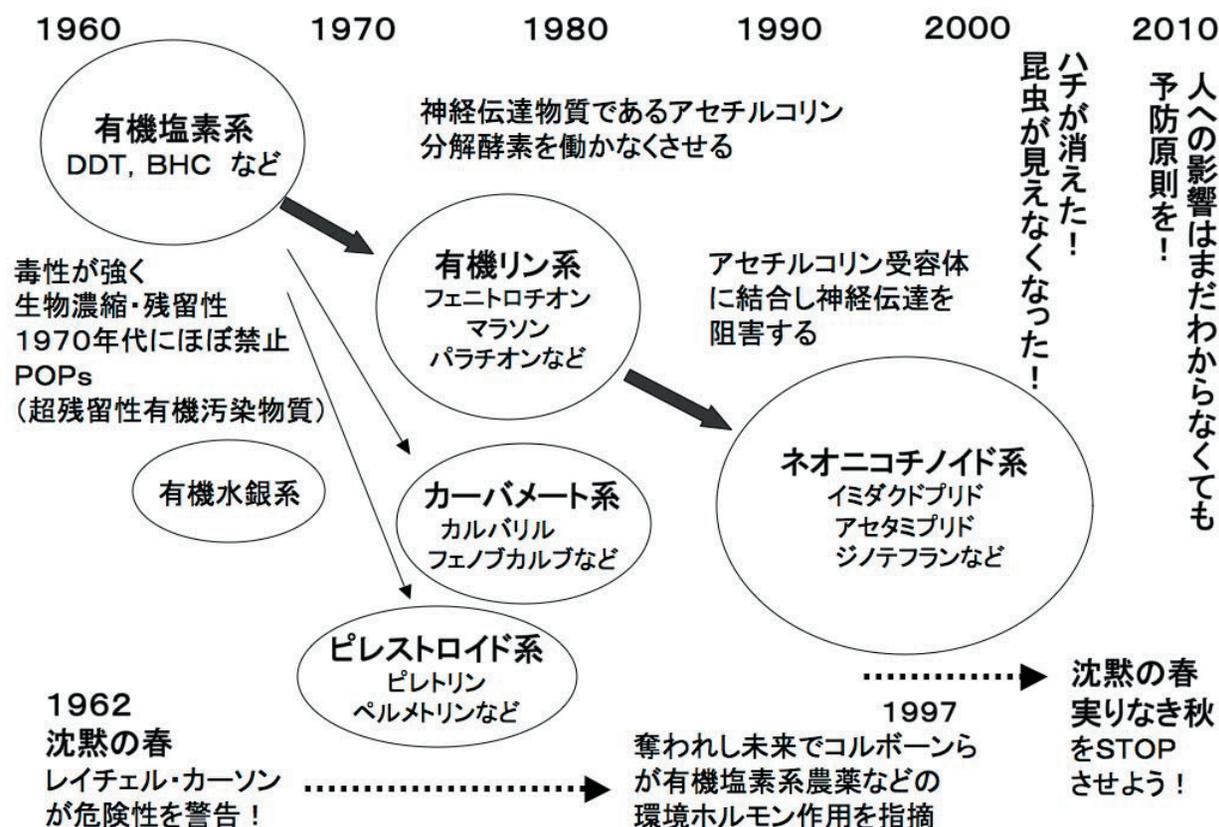
▲早い海外の対応 続々使用禁止へ

2002年頃よりフランス内で毎年30~40万匹のミツバチが変死し、冬季の死亡率は10%から60%に上昇した。また、蜂蜜生産量1995年には32万トンが2001年には4万トンに減少したので、2006年4月、フランス政府はネオニコチノイド系農薬を早くも全面禁止とした。米国では2006年、全米の22州以上でミツバチが突然消えた。それは

ネオニコチノイド系農薬

一般名：有効成分 (商品名)	用途など	開発企業名
イミダクドプリド (アドマイアー、メリット)	野菜の定植時に植穴処理 アブラムシ、コナジラミ、ミナミキイロアザミウマなどの長期的防除	バイエル
アセタミプリド (モスピラン、マツグリーン イールダー SG、アリベル)	果樹、野菜などのコナガ、ツトガ、アブラムシ、タマゾウムシシロアリ駆除、松枯れ対策	日本曹達
ジノテフラン (スタークル)	カメムシ、ウンカ、コナジラミ、アブラムシ、シロアリ駆除	三井化学
チアメトキサム (アクタラ)	アブラムシ、コンジラミ、コナガ、ハモグリバエなど防除	シンジェンタ
ニテンピラム (ベストガード)	稲のウンカ、野菜のアブラムシ、動物用医薬品	住化武田農業
クロチアニジン (ダントツ)	カメムシ、ヨコバイ、アブラムシ、ミカンハモグリガなど防除	住化武田農業 バイエル

農薬の変遷



全米の4分の1以上のミツバチに相当するという。当地のマルハナバチ研究家は、バーモント州で1999年以来マルハナバチをまったく見かけず、この状況は東部沿岸地域全体に広がっているという。2000年にオランダではイミダクロプリドの使用を禁止し、デンマークでも販売禁止となった。さらにEUでは、2003年「ハチの健康と欧州産の蜂蜜の品質を長期的に改善する」決議案が採択された。その他にも、ヒマラヤ山脈ではりんご農家が最近破産に追い込まれている。何年もかけて灌漑、施肥、農薬噴霧を集中的に行った結果、不思議とりんごは実らなくなり昆虫が消えたのだ。このように世界各地でハチの消滅はすでに大問題となっている。予防原則の適用により、ヨーロッパの国々ではこの農薬の使用禁止に踏み切っている。

▼日本では、

ハチの被害は日本でもすでに各地でおきている。2003年に熊本県で、そして、2005年には岩手県の胆江地区を中心に700群のミツバチが死滅した。岩手

の養蜂家らは、県と全農県本部に損害賠償請求をし和解した。原因はネオニコチノイド剤のダントツ(商品名)を水田のカメムシ対策で散布したことによる可能性が高い。その他、群馬、山形、宮崎、長崎、鹿児島でもハチが消えるとの報告があった。農水省は2008年にはハウス栽培に使用される花粉交配用のミツバチの調査をして、前年比で14%減少と報告した。今年になって農水大臣が『ハチはなぜ大量死したのか』の著者ローワン・ジェイコブセンと意見交換するなど、この問題は看過できないとの見方が出てきたようだが、有効な対策はまだ出ていない。

▼原因特定に先立ち“予防原則”の適用を!

以上、簡単ではあるがネオニコチノイド系農薬問題をまとめてみた。日本でこのまま対策も取らずに放置しておいて、本当に大丈夫なのだろうか。

稲を植える前に育苗箱に、そしてメロンなどの苗を植える穴にネオニコチノイドをまく。すると根から“毒”が吸い取られ、近くにいた虫たちはきれいに根絶される。かくして微生物の宝庫である大切な

ネオニコチノイド系農薬の被害・各国の対応

- 2009年 日本で農水省 6月1日「みつばちの減少に関する緊急調査研究」の研究課題を決定
農水大臣、5月19日「ハチはなぜ大量死したのか」の著者と意見交換
農水省、5月にミツバチ不足解消の研究を公募
農水省、ミツバチ調査よりハウス裁に使用される花粉交配用ミツバチ数が前年度比で14%減少と報告
- 2008年 ドイツでネオニコチノイド系農薬(クロチアニジン他7種)使用禁止
春までに北半球のハチの4分の1消える
米国 下院議会の農業委員会はミツバチ消滅に関する公聴会開催
- 2007年 フランスでネオニコチノイド系殺虫剤ゴージョ(イミダクロプリド)全面禁止
全米の4分の1以上のハチが忽然と消える
岩手県でハチ700群死滅 近隣にてダントツ(クロチアニジン)散布直後
- 2006年 熊本でハチの被害発生、ネオニコチノイドが原因と疑われた
EU議会 「ハチの健康とハチ蜜に関する特別決議案」が採択される
- 2005年 フランスで数百万匹のハチの大量死
オランダでイミダクロプリドを開放系栽培での使用禁止
- 2002年 フランスでヒマワリ栽培地帯でのゴージョ(イミダクロプリド)使用を全国的に一時停止
調査結果が出る前に“予防措置”
- 1999年 日本でもネオニコチノイド系農薬の登録

土壌から虫たちは消し去られ、私たちの食料生産がますます効率的になされる。だが、ここまで徹底した虫たちへの攻撃を、私たちは本当に望んでいたのだろうか。今日、さらに進化を遂げた新農薬、ネオニコチノイドが私たち人を含む生態系全体に及ぼすだろう影響は、まだ、だれにもはっきり分かっていない。

しかし、ここで忘れてはいけないことは、かつて多用された超残留性有機汚染物、DDTやデルドリンなどの有機塩素系の農薬も、実は毒劇法では劇物であり、そして、ネオニコチノイド系のイミダクロプリドもアセタミプリドもまた劇物に指定されているということだ。また、イミダクロプリドは内分泌攪乱の可能性のある農薬のリスト(米国EPA 2009年)にも含まれている。

さらに、岩手県でミツバチの被害を引き起こしたダントツ(クロチアニジン)の水溶液の注意書きには、稲、バレイショに1000倍希釈で使用すること、2000倍希釈でも蚕やミツバチに影響ありと書いてある。そこまで薄めなくてはならないほど

危険な毒物を、農家の人たちが希釈倍数をきちんと守れる保証はいったいどこにあるのだろうか。

虫の声も聞こえなくなり、とんぼもハチもすっかり消えてしまう世界、それが私たち人間にも悪影響を及ぼさないわけではない。気づかないうちに、そのような世界がすでに日本各地で広がり始めているのかもしれない。この実態解明とともに、フランス政府のように日本でも予防原則の適用がなされるように、みなさんと共に議論の輪を広げ、この農薬の使用中止を求めたいと思う。

〇
《協力者募集》当プロジェクトにご関心のある方、協力してくださる方を募集しています。国民会議事務局までお知らせください。今後、学習会などを予定しています。

POPs 条約の COP4 と ICCM2 に参加して

中地 重晴

はじめに

今年のゴールデンウィークは曜日の回りがよく、4連休もありました。たまたま、POPs（残留性有機汚染物質に関するストックホルム）条約のCOP4（第4回締約国会議）とSAICM（国際化学物質管理に関する戦略的アプローチ）のICCM2（第2回国際化学物質管理会議）が2週続きで開催されたので、日本のNGOを代表して、Tウォッチ（有害化学物質削減ネットワーク）として3名が参加してきました。5月2日に出発して、17日に帰国しました。化学物質管理関係の国際会議に日本のNGOが参加するのは珍しいことで、貴重な体験をしてきましたので、ご報告いたします。

POPs 条約とは

POPs 条約は、2001年5月に締結されました。カネミ油症事件を引き起こしたPCBやDDT、ダイオキシンなど環境中での残留性が高いPOPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）については、一部の国々の取り組みのみでは地球規模の環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う必要から、締結された国際条約です。

POPs 条約では環境中の残留性が高く、生物濃縮性も高い有害物質であるアルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCBの9物質については、製造、使用を原則禁止（付属書A）としています。DDTについては、付属書Bでマラリア対策のためマラリア蚊駆除のための使用に限り、製造、使用を認めています。

また、付属書Cでは、ダイオキシン類、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCBなどの非意

図的生成物質の削減や、使用禁止となったPOPs 農業の保管、貯蔵、廃棄物の適正管理及び処理が定められています。

国際会議の進め方

POPs 条約では進捗状況を把握し、新たな条約対象物質などを議論するCOP（締約国会議）が2005年から開催され、今回は4回目ということでCOP4と呼ばれています。今回の会議の目玉は、2020年目標に寄与するように、有機化合物による汚染の拡大を防ぐために、今まで追加してこなかった条約対象物質（正確には付属書に掲載される物質）を今回追加しようということで、9物質が候補に上がり、締約国が認めるかどうか、5日間の予定で議論されました。5月4日から8日までですが、朝9時から地域に分かれたミーティングがあり、10時から18時まで全体会議が行われ、終了後の夕方や全体会議と平行して、結論を出したい個々の問題について関係者間で話し合われるコンタクトグループの会合が開催され、連日22、23時ごろまで会議が続きます。遅い日は深夜2時ごろまで続きました。最終日は、午後8時に終わるはずが、合意文書の調整がつかず、終了したのは、翌日の朝4時37分でした。

本会議は国際条約なので締約国の発言が中心ですが、NGOはオブザーバーで参加し、コンタクトグループの会議では発言することが認められており、IPEN（国際POPs廃絶ネットワーク）という団体として登録され、WHOやILOなどの国際組織と同格扱いで会議に参加しています。NGOとしてどのように会議で発言するのか、いくつかの会合が並列で開催されているため、朝8時にIPENのミーティングがすべての会議に先立って行われ、会議漬けの日々を送りました。本会議は5カ国語（英

語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語)の同時通訳が付きませんが、他の会議は英語のみで、英語が苦手な身としてはまさに三重苦の難行苦行でした。



新規POP s物質の付属書への追加

COP 4の議論の中心は新規POP s物質の追加で、リンデンやヘキサクロロベンゼンなどの有機塩素系農薬と、PBDE、HBDEなどの臭素系難燃剤を原則製造、使用禁止とする付属書Aへの追加が決まりました。ただし、臭素系の難燃剤は製品として含有している物のリサイクルについては認めるという除外規定が付きしました。現在、途上国でe-WASTE、廃家電製品のリサイクルによる健康被害や環境汚染が問題になっていますが、解決を遠ざける措置として問題だと思いました。

一番議論が白熱したのは、PFOS（ペンタフルオロオクタンスルホン酸及びその塩）を付属書AにするかBにするかで、インドや中国、ブラジルなどの近年工業生産が盛んな国はなるべく制限しないよう主張し、EUとNGOは製造、使用禁止、付属書Aとしての規制を強く主張し、アメリカや日本は自国の産業に不都合にならないよう主張し、最終的に付属書Bに記載することが決まりました。が、PFOSは電子材料として写真のイメージングやCCD関連や、化学工場や地下駐車場の消火剤など代替物質がない用途への使用を認めるという除外規定が設けられ、使用を認める項目が多く、規制とは名ばかりで骨抜きにされたという感じを受けました。

ICCM 2と2020年目標

SAICMが2002年のヨハネスブルグサミットで採択されたときに、2020年までに化学物質による人の健康と環境への影響を最小化するという2020年目標が定められました。2006年に世界行動計画がまとめられ、その進捗状況を把握するために、国際化学物質管理会議が開催されたわけです。会議は、POP s条約と違って、ステークホルダーの一人として、NGOも正式に参加し、各国政府やIGOなどと同

等の扱いで、発言や座席が与えられました（写真）。約140か国から700名くらいが参加し、それぞれの取組の現状報告と課題について話し合いました。こちらも連日複数のコンタクトグループで深夜まで議論が続きました。

特に、有害物質の輸出や広域移動に関して、同様の規制をしているPOP s条約、バーゼル条約、ロッテルダム（PIC）条約を統合し、一体的に運用していくことが決められました。

喫緊の課題

会議の中心議題になったのは、2006年世界行動計画策定後、問題となっている課題を抽出して、次回のICCM 3までの取り組み内容を決めました。テーマとして、①ナノ物質・ナノ技術について、各国政府、企業等に情報のアクセス、共有を求め、特に途上国等との関わりを含むナノに関する調査報告書を作成する。②製品中の化学物質の表示、消費者向け製品のライフサイクルを通じた情報提供、アクセスの重要性を認識し、UNEPを中心にプロジェクトを企画し、ガイドラインを作成する。③e-WASTE（廃電子機器）について、関係条約事務局、機関等が中心になって管理上の問題特定と評価のためのワークショップを企画する。④塗料中の鉛について、グローバルパートナーシップ構築を支持し、ビジネスプランの策定、UNEPとWHOには事務局的作用を定めることが決められました。

次回、ICCM 3は2012年に開催され、世界行動計画を見直すために、関係者から意見を募るとのことですが、日本の課題としては、2020年目標に向けた国内実施計画を市民参加のもとで作成することです。化学物質政策基本法の理念を実質化するためにも取り組んでいく必要があります。

「化学物質過敏症」で障害年金の給付を認定

国民会議常任幹事・CSチーム座長、新東京タワーを考える会共同代表 網代 太郎

化学物質過敏症の川崎市の女性(31)が国民年金の障害年金を申請し、2008年11月に支給が認められました。化学物質過敏症は国がその存在をまだ認めていない病気ですが、社会保険労務士の小宮さんによると「以前は国が認めない病気では支給しない傾向もあったが、最近では、生活や労働に支障があるという実態が認められれば、支給する傾向になってきている」とのことです。経済的に困っている発症者は、この制度の利用を検討してみても良いのではないかと思います。

申請者の女性は18歳だった1996年4月に新築注文住宅に入居し、同年7月からめまいや頭痛などの症状が出始め、8月に内科医に受診し「自律神経失調症かもしれない」と言われました。その後他の内科でも精神的なものと言われ、整形外科や産婦人科にも受診しましたが、原因がハッキリしないまま症状は重くなる一方でした。シックハウス症候群なのではと思い、2002年1月に北里研究所病院を受診して化学物質過敏症と診断されました。

一般的に化学物質過敏症の発症者は、農薬を使わない食材の入手、化学物質が少ない場所への転地・避難など、生活にコストがかかり、経済的にも苦しくなる場合が多いのですが、この女性も長野県の山中への避難などを余儀なくされていました。

◆「化学物質過敏症」で申請したい

このため07年6月、障害年金の受給について「NPO法人障害年金支援ネットワーク」に相談しました。同ネットワークは、主として障害年金に関する電話相談に答えることを目的としている団体で、相談者からの要望があれば、障害年金の手続きを専門とする社会保険労務士の紹介も行っているとのことでした。

そこで紹介された前記の小宮さんに、この女性は申請手続きの代理を依頼しました。小宮さんは、この病名での認定例が全国でほとんどないことを知り、「化

学物質過敏症よりも精神疾患などの病名で申請したほうが、認定を受けやすいかもしれない」とこの女性に言いましたが、この女性は「化学物質過敏症で申請したい」と断言しました。そこで、08年8月に川崎市を通じ、高津社会保険事務所に「化学物質過敏症」の傷病名で申請し、同年11月に障害2級の裁定を受け、障害年金受給(月額約6万6000円)が決定されました。なお、同ネットワークによると、化学物質過敏症での障害年金受給は、京都、横浜に次ぎ、全国で3例目です。

◆障害年金とは

障害年金は、病気やけがを原因として、日常生活に支障が出たり十分に働けない状態になったときに、生活安定を図るために支給される年金です。受給のためには、以下の4要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 初診日要件: 傷病の初診日(生涯で初めてその傷病に関する診療を受けた日)や受診医療機関を証明できることが必要です。

(2) 制度加入要件: 初診日時点で年金制度(国民年金、厚生年金など)に加入していること。日本在住20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金の強制加入者なので、国民年金の加入要件は満たしていることとなります。また、かつて被保険者であった人で60歳以上65歳未満(日本在住)の人と、20歳未満の人は、初診日の時点で公的年金に加入していなくても国民年金に加入していたのと同じ扱いになります。この女性は初診当時、20歳未満でしたので年金に加入していませんでした。

(3) 保険料納付要件: 初診日前までの保険料が、決められた月数以上、納付されているか免除を受けていることが必要。60歳以上65歳未満の人も同様。ただし、20歳前に初診日がある人は、この要件は必要ありません。

(4) 障害状態要件: 障害の程度が障害等級に該当して

いること。等級の基準は傷病によっても異なりますが、小宮さんによると、1級は身の回りのことはかろうじてできるが、他人の介助が必ず必要で、自力ではベッドかその周辺でしか生活できない状態。2級は必ずしも他人の介助を必要としないが、日常生活は極めて困難で労働ができない状態。3級は労働に制限を受け普通に働けない状態——というのが、だいたいのイメージだそうです。なお、国民年金では1級か2級に該当しないと障害年金は受けられず、3級の年金と障害手当金は厚生年金のみです。

◆書類作成の仕方がポイント

申請時の提出書類で最も重要なのが、障害年金申請用の診断書です。小宮さんは、「申請時に提出する診断書などの書面に、傷病によって日常生活や労働が、いかに制限を受けているのかを明らかにする内容を記載することが最大のポイント。医師は診療のプロだが、障害年金申請用の診断書の書き方には必ずしも精通していないため、その点を医師に理解していただき、しっかりした診断書を書いていただくことが必要だ」とおっしゃっています。

この女性の場合、診断書の作成自体が一つの難関でした。女性を化学物質過敏症だと診断したのは北里研究所病院でしたが、病状悪化により、02年7月以降は薬品等のおいや検査機器にも強く反応して激しい発作を起こしてしまうため、北里研究所病院の受診が困難になっていたからです。しかし、08年7月、薬も漢方薬もサプリメントも一切使わず、衣食住の生活環境を改善する診療をしている神奈川県藤沢市のホスメック・クリニック（三好基晴院長）を受診することができ、診断書を取得することができました。三好院長へは、小宮さんが障害年金について、事前に詳しく説明をお願いをしていました。

また、初診日の証明のため最初の病院に依頼した「受診状況等証明書」の病名は「自律神経失調症の疑い」であり、この後、ホスメック・クリニックで診断書に記載されるであろう「化学物質過敏症」とは、明らかに病名が異なっていました。そこで、小宮さんが発病時から現在までの経緯を医師に説明したところ、初診の時点で「シックハウスの可能性あり」と追記していただくことができました。

◆病気そのものから徹底的に説明

診断書とともに「病歴状況申立書」を提出します。

これは申請者が審査する側に自身の状態を直接訴える唯一の書類です。この女性の場合、申立書には詳細な補足書面を約20枚添付しました。障害年金支給を認定する認定医が化学物質過敏症という病気自体を知らないおそれもあるため、この病気の説明をはじめ、本人の状況について、現時点での生活や労働が著しく困難であることや、今後悪化させないために必要な日常生活の制限についても、徹底的に説明しました。

以上の書面を作ることは、簡単ではありませんでした。本人は化学物質過敏症に加え電磁波過敏症の症状も重く、人と会ったり電話で話をすることはできないため、小宮さんが書面作成に必要な情報を本人から得ることは困難でした。そのため介護している母親を介して電話で話を聞きました。それも、長時間の通話は本人に影響する恐れがあるため、短時間で済ます必要がありました。小宮さんはそれまで過敏症についての知識は皆無でしたから、その病態は想像を絶しており、あまりに現実離れしていると感じられ、簡単には理解できませんでした。そのため、支障が生じている具体的な出来事をリアルな表現で記載してもらうなど、本人も家族も書面作成に懸命に協力し、時間をかけて工夫しながら粘り強く取り組んだとのことでした。

化学物質過敏症で苦しんでいる人は大勢いますが、全国で3例しか認められていないことについて、小宮さんは「認定医が化学物質過敏症を知らず申請者の状況が想像しづらかったことや、日常生活や労働の制限を受けていることがわかる内容が記載された診断書や補足書面を、申請者側が用意できなかったことなどが考えられる」とおっしゃっていました。

逆に言えば、今回の女性が成功した理由は、社労士というプロの手を借りることにより、上記の申請者側の課題をクリアできたことが挙げられるでしょう。また、京都、横浜での先行事例に係わった社労士も障害年金支援ネットワークの会員であるとのことで、必要で適切なアドバイスを受けられる態勢のもとで申請手続きを進めたことも、大きなポイントだったと思います。

◎NPO法人障害年金支援ネットワークの連絡先：
無料相談0120-956-119土日祝日を除く、
10～12時・13～16時、固定電話からのみ相談可。

化学物質審査規制法(化審法)の改正について

国民会議事務局長・弁護士 中下 裕子

化審法改正法案が去る5月13日に国会を通過しました。そこで、今回の改正の背景、改正内容と課題について解説します。

●改正の背景

化審法は、1973年、カネミ油症事件やPCB汚染問題を契機として制定されました。新規化学物質について、市場に出される前に、難分解性・高蓄積性・有害性の有無を審査するという事前審査制を世界に先駆けて導入した、当時としては画期的な法律でした。

しかし、当時、既に市場に出回っていた約2万種の既存化学物質には適用されませんでしたので、多くの既存化学物質が安全性のチェックのないままに製造使用されている状況でした。

2002年のヨハネスブルクサミットでは、既存化学物質を含むすべての化学物質について、人の健康や環境への影響を最小化する生産・使用を2020年までに確立することが合意されました。これを受けて、EUでは、すべての化学物質について、毒性情報などの登録を義務づける新しい制度（REACH）が2007年から施行されています。そこで、日本でも、既存化学物質を含めすべての化学物質を対象にした化学物質管理制度の導入が課題となっていました。

●主な改正点

1. 既存化学物質対策

まず、今回の改正で、既存化学物質も法規制の対象にされるようになりました。すべての化学物質について、一定数量以上の製造・輸入業者に、製造・輸入数量の届出（毒性情報ではないことに注意）が

義務づけられました。なお、新規化学物質については、毒性情報及び予定製造・輸入数量の届出が、従前どおり義務づけられています。

これを受けて、国は、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込み、「優先評価化学物質」に指定します。これらの化学物質については、国は、製造・輸入事業者に対して毒性情報などの提出を求め、リスク評価（1次）を実施します。

その結果、リスクが高いと判断された場合には、国は、さらに詳細な毒性情報の届出を製造・輸入事業者に指示（有害性調査指示）してリスク評価（2次）を行います。

その結果により、人又は生活環境動植物への悪影響が懸念される物質については、「第2種特定化学物質」として規制されます。

2. 良分解性物質にも規制拡大

従来の化審法は、「難分解性」物質に規制対象が限られていました。今回の改正では、難分解性でなくとも（良分解性物質であっても）、前述のような規制の対象となり、「第2種特定化学物質」として指定されるようになりました。

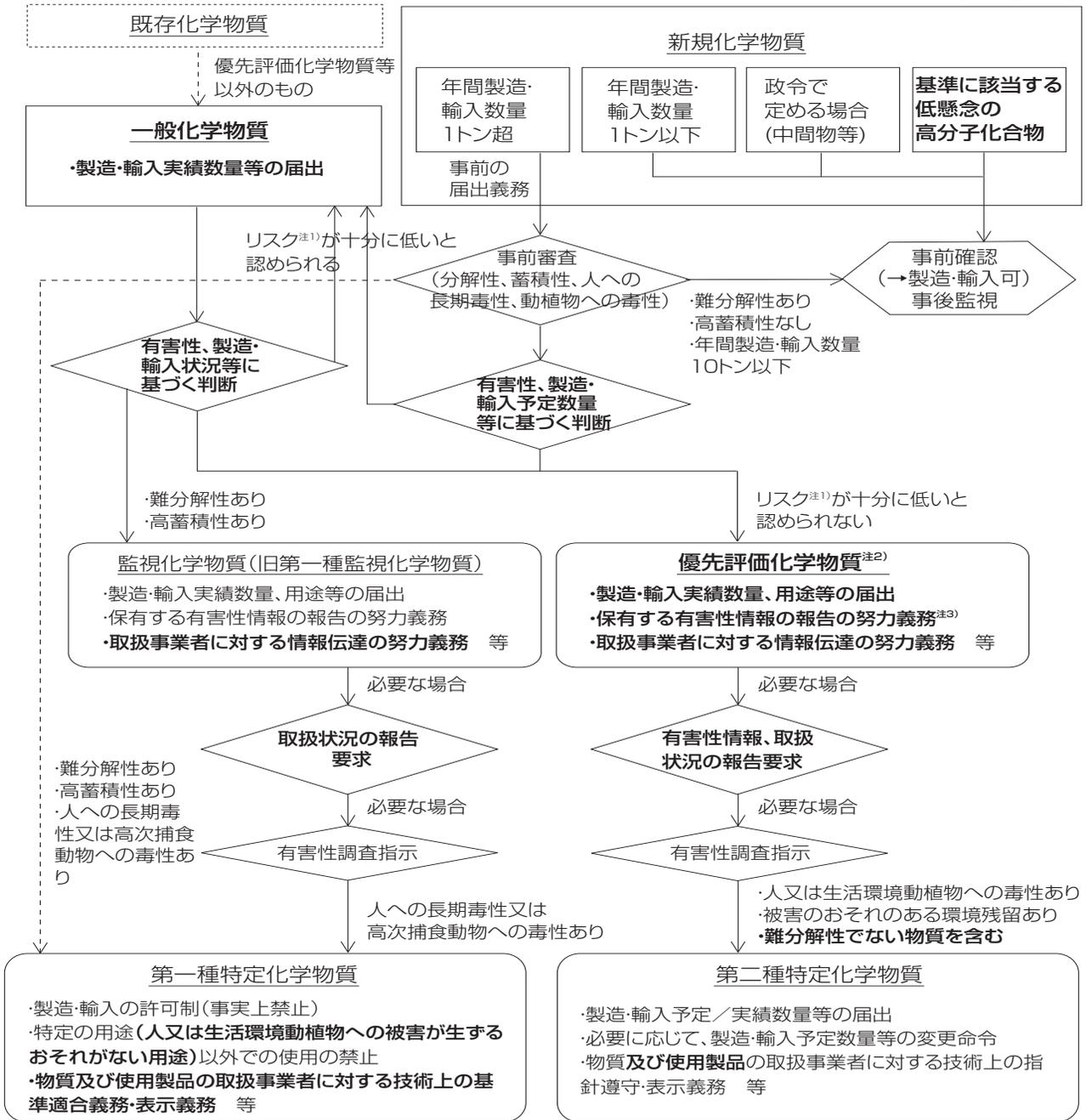
3. 「第1種特定化学物質」対策の規制緩和

「第1種特定化学物質」については、従来は原則的に製造使用が禁止されていましたが、今回の改正では、厳格な管理の下で使用できるようになりました。

これは、現在、ストックホルム条約の対象物質の追加が検討されており、その中には、国内で半導体や泡消化剤などの用途に使われているパーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）が含まれているた

(参考)改正後の化学物質審査規制法の概要

※今回改正部分は太字で表示



注1) 本図において、リスクとは、第二種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性又は生活環境動植物への生態毒性」及び「被害のおそれが認められる環境残留」に該当するおそれのことを指す。

注2) 第二種及び第三種監視化学物質は廃止される。これらに指定されていた物質について、製造・輸入数量、用途等を勘案して、必要に応じて優先評価化学物質に指定される。

注3) 第二種特定化学物質にも適用される。

注4) 有害性情報を新たに得た場合の報告義務あり。(第一種特定化学物質を除く。)

注5) 必要に応じ、取扱方法に関する指導・助言あり。(第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)

め、国際条約の基準に沿った例外的使用を国内でも認められるようにしたものです。

●改正の問題点と今後の課題

1. ノーデータ・ノーマーケット原則を採用してい

ない

今回の改正では、既存化学物質対策として、事業者には製造・輸入量の届出義務を課すのみで、すべての化学物質について毒性情報等の提出が義務づけられていません。しかし、毒性のわからない物質を安

全に管理するなど、できるはずがありません。「毒性等の情報を備えない化学物質は使ってはいけない」という原則を明確化し、EUのREACHのように、全ての化学物質について毒性情報等の届出を義務づける必要があります。

2. 製品中の化学物質対策が不十分

今回の改正で特定化学物質を含有する製品にその旨の表示が義務づけられましたが、製品中の全成分表示やGHSに準拠した表示は義務づけられていません。また、MSDSの消費者への交付も義務づけられていないなど、製品中の化学物質対策は極めて不十分です。

3. 「第1種特定化学物質」の消費者製品への使用を認めるべきでない

今回の改正で「第1種特定化学物質」の規制が緩和されました。しかし、厳格な管理の下で使用するといっても、消費者が自らそのような管理を行うことは容易ではありません。「第1種特定化学物質」は難分解性・高蓄積性・有害性があり、廃棄等を通じて深刻な環境汚染をもたらしかねないのですから、少なくとも消費者製品への使用を禁止すべきです。

4. ナノ物質への規制がない

ナノ物質については、サイズが極小であることに伴う特別の規制が必要と考えられますが、今回の改正では取り上げられませんでした。予防原則に基づくナノ物質の規制が求められます。

5. 化学物質政策基本法の制定が必要

化審法の適用範囲は限定されており、これらの問題点の全てを化審法だけで解決することは困難です。そこで、化学物質政策を統合する基本法を制定

し、省庁ごとにバラバラな化学物質管理を一元化することが急務といえます。

今回の改正法の国会審議において、参議院では12項目の附帯決議がなされていますが、その中に「化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど、化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等について検討を早急に進めること」という項目が含まれています。

今後は、改正化審法の運用をウォッチするとともに、この附帯決議を実現するように、国民会議・ケミネットが提案する「化学物質政策基本法」の制定をさらに強く求めていく必要があります。

(右ページの続き) 参考文献

1) http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/eu/chemicals_policy_master.html 化学物質問題市民研究会上記ウェブサイト参照。

2) L. Imamura, M. Tsuda et al., "Repression of Activity-Dependent Brain-Derived Neurotrophic Factor mRNA Expression by Permethrin", *J. Pharmacol. Exp. Therap.*, **295**, 1175(2000)

3) 黒田洋一郎「子どもの行動異常・脳の発達障害と環境化学物質汚染:PCB、農薬などによる遺伝子発現の攪乱」*「科学」*, **73**(11), 1234(2003)

4) 黒田洋一郎「発達障害の子どもの脳の違いとその原因:シナプス接続異常と遺伝・環境相互作用」*「科学」*, **78**(4), 451(2008)

マラリア対策に、 農薬入り蚊帳普及の問題点と提案

元国際基督教大学教授 田坂 興亜

ユニセフの呼びかけで行われている「アフリカの子どもたちを、マラリアから救おう！」という運動に、日本政府が蚊帳を提供して協力していると聞けば、誰も「それはすばらしい国際協力ではないか！」と賛成するに違いない。ところが、その蚊帳が普通の蚊帳ではなく、ピレスロイド系の合成殺虫剤ペルメトリンを練りこんだ蚊帳であって、「普通の蚊帳より穴が大きくしてあり、蚊が入ってくるときに必ず蚊帳にいったんとまるため、蚊帳の繊維に触れた蚊の体内に殺虫剤が侵入して、蚊を殺すのです」という住友化学の社長による説明を聞くと、「何故殺虫剤入りの蚊帳なのか？」という素朴な疑問が沸いて来る。この説明は、この蚊帳のお披露目のときにユニセフ連盟日本支部で行われたもので、2006年に住友化学の研究者による報告があり、新聞の記事にも、「穴が大きくしてある」ことが紹介されている（産経新聞 2007年12月7日）。ところが最近、ペルメトリンに対して耐性を持った蚊がカメルーン、モザンビーク（2006年）、ベニン（2007年）、ウガンダ、ケニア、ガボン、赤道ギニア、ニジェール（2008年）と年々急速に増加して現れていることが報告されており⁽¹⁾、穴を大きくしたことが裏目になって、蚊帳の中にも蚊に刺されてマラリアになる可能性が増大したことを意味する。

ペルメトリンを製造、販売している住友化学は、「ピレスロイド系のペルメトリンは人畜無害」と主張する一方で、展示された蚊帳には英語で「蚊帳に触ったら、食べる前に手を洗うこと！」という注意書きがしてあることを見れば、物理的に人を蚊から守る蚊帳がなぜ農薬入りなのか？という疑問が膨らむ。蚊帳の中に寝ている子どもや妊婦が、蚊帳に触ったからと言って、飲食の前に手を洗うことなどアフリカでは非現実的であることは明らかであろう。

実は、合成ピレスロイドであるペルメトリンは、分子内に炭素と塩素が直接結びついたDDTなどの有機塩素系農薬と共通の化学構造を持っており、天然のピレスロイドである除虫菊の殺虫成分とは決定的に異なるのである。しかも、近年、このペルメトリンが、「人畜無害」では無いことを示す科学的な知見が次々に報告されてきた。2000年には、富山医科薬科大学の津田正明氏らによって、ペルメトリンが子どもの脳のシナプスが発達するときの神経系伝達遺伝子の発現を抑制することが報告された⁽²⁾。さらに、東京都神経科学総合研究所の黒田洋一郎氏は上記文献をも紹介しながら、ペルメトリンのような化学物質による脳の発達に対する負の影響が、子どもの学習障害、行動障害（ADHD、自閉症など）となって現れている可能性がある^(3,4)と指摘している。

一方、西アフリカのギニアなどで、植林を伴う有機農業の推進を行ってきたサパというNGOは、マラリア対策として普通の蚊帳の配布を行ってきた。アフリカにおいて、多くの人々の命を奪っているマラリアから特に子どもたちや妊婦を守ることは、緊急の課題である。だからこそ、できるだけ多くの人々が、出来るだけ多くの蚊帳の普及によって、マラリアから守られる必要があるわけで、そのためには、アフリカ各地でも生産可能な普通の蚊帳をできるだけ低価格で、できるならば国際的支援によって、貧しい人々にも行き渡るように、無償で配布することが望ましい。物理的に人々を蚊から保護する蚊帳に農薬は不要なのである。日本政府がアフリカに対してこれからの5年間で倍増するという巨額のODA予算を、農薬蚊帳の普及ではなく、普通の蚊帳の現地製造、配布のために用いるよう強く望む。

消費者庁と消費者委員会ができます

国民会議副代表・弁護士 神山美智子

はじめに

日本弁護士連合会が20年来主張してきた消費者庁と消費者委員会設置法が、5月29日参議院本会議で可決され成立しました。同時に消費者安全法も成立しました。

当初の政府案では、消費者庁のなかに消費者政策委員会を設けるとしていましたが、民主党は、内閣の外に独立した消費者権利院を置くべきだとの意見でした。この二つをすりあわせた結果、内閣府に、消費者庁とは別に消費者委員会を置くことになったのです。

消費者庁構想は、餃子事件を受けて福田康夫前首相が提唱したのですが、その背景には国民生活センター廃止問題や、各地の消費者センターの縮小、運営困難などの問題がありました。

消費者問題といっても非常に幅が広く、悪徳商法からガス湯沸器、エレベーター、こんにゃくゼリーなどによる死亡事故、さらには添加物問題など多岐にわたっています。

発端が餃子だったにもかかわらず、内閣府にはすでに食品安全委員会があり、消費者庁と食品安全委員会の関係がいまひとつはっきりしないため、消費者庁と食品問題の関係もはっきりしません。本来食品安全委員会も消費者庁に一本化すべきだったのですが、食品安全委員会の方が、消費者庁に行くと消費者寄りになって、リスク評価の中立公正性が損なわれるとして反対したのだそうです。

法律の内容

成立した設置法によると消費者庁の任務は、「消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自

立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこと」とされています。

所掌事務は非常に幅広く、新しく作られた消費者安全法から、消費生活用製品安全法、貸金業、食品衛生法、食品安全基本法、景品表示法、JAS法、家庭用品品質表示法、公益通報者保護法など30項目もあります。これらの法律も全部移管されるものや表示の基準のみ移管されるものなど様々です。

消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項などについて、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣または長官に建議することとされ、また内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるとされています。

委員会の委員は独立してその職権を行うとされ、委員は10人以内、臨時委員や専門委員をおくことができます。委員の任期は2年で、有識者から内閣総理大臣が任命します。

政府はこの法律施行後3年以内に、消費生活センターの法制上の位置付けとその適正な配置、人員の確保、消費生活相談員の待遇改善など、地方公共団体の消費者政策に対する国の支援を検討し、必要な措置を講ずるとなっています。

また同じく、法施行後3年以内に消費者契約法で定められている適格消費者団体による差止請求関係

業務の遂行に必要な資金の確保その他の支援のあり方について見直し、必要な措置を講ずるとされています。

消費者安全法

消費者の消費生活における被害を防止し、安全を確保して、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

そのため、内閣総理大臣が基本方針を定め、消費生活センターの設置、消費者事故の情報集約、消費者被害の発生または拡大の防止のための措置を講ずることになっています。

こんにゃくゼリーによる窒息事故について、どの省庁が扱うべきかお互いに尻込みし、情報も的確に伝わっていなかったため事故が相次いだことや、パロマガス湯沸器による事故もかかわる省庁が複雑で、やはり長期にわたって事故が起き続けたことなどの反省に基づき定められた法律です。

国と国民生活センターは情報の提供など、都道府県や市町村に対し必要な援助を行うこととされ、都道府県は消費生活センター設置義務、市町村は設置努力義務が定められました。

また内閣総理大臣は、消費者事故情報を集約分析、地方公共団体への情報提供、消費者への注意喚起などを行います。

消費安全性とは、商品などの特性、通常予想できる使用方法（飲食を含む）や利用形態などを考慮して、通常備えるべき安全性のことを言います。

消費者事故とは、商品などを使って生じた事故で、消費者の生命または身体について相当程度の被害が発生したもののことで、その程度は政令で定めます。また事故発生のおそれがあるものとして政令で定めた要件に該当するものや、消費者の利益を不当に害するものなどとして政令で定める事業者の行為も含まれます。

重大な事故とは被害が重大であるとして政令で定められる事故、あるいは重大事故発生のおそれがあるものとして政令で定めるものです。

その他基本理念や基本方針などの美しい言葉が並んでいますが、要はそれらが実行されるかどうかです。

実効性のある規定は、消費生活相談に関する部分で、都道府県や市町村の消費生活センター設置義務、設置努力義務が定められ、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施、専任職員の配置・養成など人材の確保と資質の向上に努めるとされています。

重大事故情報収集公表については、いままでバラバラだったものを内閣総理大臣に通知することとなり、内閣総理大臣は消費者安全の確保のため有効に活用できるよう、迅速かつ適確に、集約分析結果のとりまとめを行うとされています。この結果は関係公共団体や国民生活センターに提供し、消費者委員会にも報告するとされていますが、直接消費者に公表するとの文言がありません。被害の拡大、同種や類似の事故発生防止のため必要がある場合に、注意喚起のための情報を地方公共団体に提供して公表するだけなのです。事故情報は常に集約され、広く公表されなければ意味がありません。

また内閣総理大臣は、事業者に対し必要な勧告をし、違反品の回収など必要な措置を命ずることができます。

消費者委員会は、地方公共団体だけでなく、消費者から得られた情報も踏まえて、内閣総理大臣に被害発生・拡大防止に関して必要な勧告することができ、また内閣総理大臣が講じた措置について報告を求めることもできます。

消費者委員会は、このように大きな権限を持つ機関ですが、専門委員を活用し、また直接消費者から申し出を受ける仕組みを作らなければ、実質的な仕事はできないでしょう。

食品安全委員会の果たした役割を再評価しなければ、消費者委員会も、食品安全委員会の二の舞になると言っている人もたくさんいます。

報道によると、内閣府は6月3日に、消費者庁・消費者委員会設立準備室を新設し、室長に国民生活局長の田中孝文氏を併任させたそうです。同室は内閣府38人、経済産業省4人、公正取引委員会3人など57人で発足しすべて併任となるとのことでした。

すでに消費者委員会の委員選びも始まっているとのことですが、これまでの審議会と同じようなつもりでやっているなら、せっかくの消費者委員会がお飾りになるおそれはぬぐい切れません。

◎事務局より

◇公開学習会「日本でなぜミツバチが減少しているのか～ゆたかな生態系を取り戻すために～」のご案内（ミツバチ見学会付き）

日本国内でも今年から問題になってきたミツバチ減少に関する学習会です。生態学の観点から農作物の花粉媒介者としてのミツバチ役割と、ミツバチ大量死の原因に関してのお話をさせていただきます。

また、銀座でミツバチを育てる「銀座ミツバチプロジェクト」の見学会も行います。どうぞ、ふるってご参加ください。

○内容

「生態系の中でのミツバチの役割」

鷺谷いづみ氏（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

「ミツバチ減少の真の原因はこれだ」

藤原誠太氏（日本在来種みつばちの会会長・東京農業大学客員教授）

パネルディスカッション

銀座ミツバチ見学会

○日時：7月19日（日）午後1時00分～4時30分

○会場：銀座フェニックスプラザ（東京都中央区銀座3-9-11 紙パルプ会館）

TEL:03-3543-8118

○参加費：会員500円、一般の方は1000円

○申し込み方法：お名前、ご住所、電話番号、会員か一般か、ミツバチ見学会の参加・不参加を明記して、メールまたはファクスにてご連絡ください。

※ご注意 ミツバチ見学会にご参加の方は、防虫ネット付帽子と運動靴（ハイヒール不可）をご持参ください。

◎活動報告（09/04～06）

4月16日 常任幹事会

4月17日 化学物質政策基本法を求めるネットワーク（略称ケミネット）運営委員会

4月18日 重金属ブックレット編集会議

4月22日 食品プロジェクトチーム会合

4月29日 重金属ブックレット編集会議

5月14日 常任幹事会

5月20日 食品プロジェクトチーム会合

5月23日 重金属ブックレット編集会議

6月 5日 CS プロジェクトチーム会合

化学物質政策基本法を求めるネットワーク（略称ケミネット）運営委員会

6月17日 食品プロジェクトチーム会合

6月18日 常任幹事会

6月24日 化学物質政策基本法を求める

ネットワーク（略称ケミネット）運営委員会

6月25日 CS プロジェクトチーム会合

6月27日 重金属ブックレット編集会議

編集後記

広報委員長 佐和洋亮

空に小鳥がいなくなった日

谷川俊太郎

森にけものがいなくなった日

森にひっそり息をこらした

森にけものがいなくなった日

ヒトは道路をつくりつづけた

海に魚がいなくなった日

海はうつろにうねりうめいた

海に魚がいなくなった日

ヒトは港をつくりつづけた

街に子どもがいなくなった日

街はなおさらにぎやかだった

街に子どもがいなくなった日

ヒトは公園をつくりつづけた

ヒトに自分がいなくなった日

ヒトはたがいにとでも似ていた

ヒトに自分がいなくなった日

ヒトは未来を信じつづけた

空に小鳥がいなくなった日

空は静かに涙ながした

空に小鳥がいなくなった日

ヒトは知らずに歌いつづけた

（思潮社「谷川俊太郎詩集」より）

新橋の私の事務所近くでは、東京湾岸の汐留から虎ノ門にかけて、街を分断してパイパ

スが完成しつつあります。この道路計画は、終戦直後「マッカーサー道路」といわれたもので、マッカーサーが日本に進駐する際、船で東京に着いてアメリカ大使館（港区赤坂）までパレードをするための道路として計画されたため、この名が付けられたそうです。

この計画は、敗戦国日本人の感情を害するとして、立ち消えになったのですが、近頃、汐留に高層ビル群が出来て、半世紀も経って、マッカーサー道路がよみがえったわけです。都心のビルの空き率が増加しており、経済もこのような状況の中で、道路建設だけが進んでいます。

ハイブリットカーが話題になり、グリーンニューディール政策が日本でも行われようとしているそうですが、なるべく自動車に乗らないようにするとか（車道を自転車専用道路にするとか）、自動車そのものを減らす努力をしないと道路は増え続ける一方だと思えます。

都心のみならず地方においても、高速道路計画は一向に減ることはなく、また、海の埋め立てによる港湾工事やいわゆる再開発による街造りなども、絶えることはありません。

人間がどのような生活スタイルを持つべきかということを根本的に考えなおすことが、環境問題の解決にとって必要だと思えます。

しかし、経済構造との関連で、ことは様々な問題を含んでいると思えます。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 提言と実行

ニュースレター 第57号

2009年6月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-21

戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

編集協力・レイアウト

PEM-DREAM

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>